

令和7年度 国主催慰霊巡拝の参加者募集

令和7年2月

東京都

東京都では、戦没者を慰霊するため実施される国主催の慰霊巡拝の参加者（戦没者の御遺族）のうち東京都在住の御遺族の募集を行っています。慰霊巡拝は、御遺族の肉親が亡くなった現地で、旧主要戦域となった陸上及び遺骨収集の望めない海上等における戦没者、又は旧ソ連・モンゴル地域において抑留中に死亡した方を対象として行われます。

1 実施予定（本事業は、国の令和7年度予算成立により確定します。）

実施予定地域		実施予定時期	実施期間	募集人員 (全国)	申込書類提出締切日 (東京都必着)	参加費用 (実費) 目安
中国東北地方（旧満州地区全域）		8月19日（火） ～8月29日（金）	11日間	15	4月18日（金）	約250,000円 ～470,000円
旧ソ連	カザフスタン共和国	9月2日（火） ～9月10日（水）	9日間	15	5月9日（金）	
	ウズベキスタン共和国	9月25日（木） ～10月3日（金）	9日間	15	5月23日（金）	
南方地域	インドネシア (ニューギニア島西部を含む)	9月3日（水） ～9月12日（金）	10日間	15	4月23日（水）	
	東部ニューギニア（ニューギニア島東部）	9月17日（水） ～9月25日（木）	9日間	20	4月25日（金）	
	トラック諸島	10月22日（水） ～10月30日（木）	9日間	15	5月28日（水）	
	パラオ諸島	令和8年 1月22日（木） ～1月29日（木）	8日間	20	8月26日（火）	
	フィリピン 1班、2班、3班	令和8年 2月4日（水） ～2月13日（金）	10日間	75	9月10日（水）	
	ミャンマー※	令和8年3月上旬	1週間 程度	15	※（募集保留）	
硫黄島（第1次） （羽田空港発着）		令和7年11月中旬 ※詳細は令和7年4月上旬 に記載予定	2日間	100	令和7年4月上旬に 記載予定	約20,000円
硫黄島（第2次） （羽田空港発着）		令和8年2月中旬 ※詳細は令和7年4月上旬 に記載予定	2日間	100	令和7年4月上旬に 記載予定	

※「ミャンマー」については、現地の情勢等を踏まえ募集を当面見合わせています。募集の目処が立ち次第お知らせします。

【日程表・概見図（予定）】別紙のとおり

別紙は現時点の予定であり、最終的な日程は今後参加希望者のゆかりの地等を可能な限り考慮して決められていきます。ただし、日程や現地事情の制約のため、必ずしも肉親の戦没地点・埋葬地で慰霊が行えるとは限りません。

※ 実施予定時期、実施期間等は変更になる場合があります。

※ 参加費用について

所要経費（航空運賃等、滞在費、雑費（旅行取扱手数料等）及び空港使用料等）から参加者（介助者を除く）への補助金を差し引いた額が参加費用となります。

費用の確定は出発の約10日前となり、上記の金額を上回る場合もあります。

3 申込方法（東京都在住の御遺族）

※ 都外在住の方は、お住まいの道府県で受付をします。（同一戦没者の複数の御遺族で申し込む場合もそれぞれお住まいの都道府県で受け付けます。）受付期間や方法は、各道府県にお問合せください。

【申込までの流れ】

申込が未定の方にも御案内をお送りします。参加は先着順ではありませんが、正式に申し込む場合は戸籍等の準備が必要となりますので、早目にお問合せください。

(1) 東京都で仮受付を行います。

下記連絡先までお電話ください。簡単な聞取りにより仮受付をさせていただきます。

(2) (1) の仮受付をした方に、東京都から御案内（内申書様式、日程（案）、申込要領等）を郵送します。

(3) 正式に申し込む方は、提出書類を、上記1「実施予定」に記載の各地域の申込締切日までに下記担当に届くように提出（郵送）をお願いします。

【連絡先】〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都福祉局生活福祉部企画課援護恩給担当

電話 03-5320-4078（直通）

4 申込資格 下記(1)(2)両方を満たす方

(1) 慰霊巡拝を行う戦域における戦没者の御遺族

配偶者（再婚した方を除く）、父母、子、兄弟姉妹、孫、参加する子・兄弟姉妹の配偶者、甥姪

※ 応募多数の場合は、国による選定（下記5参照）の結果、他の御親族と一緒に参加できない場合があります。選定となった場合の単独での参加希望については、正式申込時に内申書（申込書）に記入いただきます。

(2) 健康状態が良好で団体行動を支障なく行える方

必要があれば介助者の同行が認められます。（介助者には国からの費用の補助はありません。）

※ 参加者の年齢制限はありません。参加の可否は、提出書類の記載で確認される健康状態や現地状況を考慮し、個別に判断されます。なお、提出書類によりお一人での参加が難しいと思われる方には、同行者をお願いする場合があります。

5 参加優先順位

定員を超える申込みがあった時は、国により参加内定者の選定が行われ、上記4の申込資格を満たす方でも参加できない場合があります。

選定にあたっては、当該地域の慰霊巡拝に参加したことのない方が優先されます。（過去に参加した方は、原則として定員に空きがある場合のみ参加可能です。）

6 提出書類（詳細は上記3（2）の御案内で御確認ください。）

1	参加遺族代表者内申書	*用紙は、東京都からお送りします。
2	参加希望者の現在の戸籍謄本又は抄本の全ページ（原本）	*申込前180日以内に発行されたもの
3	戦没者の死亡場所及び死亡日並びに参加希望者と戦没者との関係がわかる戸籍謄本の全ページ（コピー可）	*発行年月日は問いませんが、発行年月日と発行者が確認できるもの
4	質問票（健康チェック票）	*用紙は、東京都からお送りします。 *一部の質問には、御本人の状況について、御家族等によるチェックも必要です。
5	（介助が必要な方） 介助者内申書	*用紙は、東京都からお送りします。
6	（介助が必要で障害者手帳等をお持ちの方） 障害者手帳等の写し	
7	（内定者のみ） 医師の証明書、パスポートの写し（硫黄島を除く。）	*申込時には必要ありません。後日、内定された方に直接御連絡いたします。

7 参加者の留意事項（抜粋）

参加する遺族は政府代表という立場のもとに、実施地域で亡くなられたすべての戦没者又は抑留中死亡者に対して慰霊を行うという任務があります。

したがって、参加者には全行程参加していただくことになり、自分の肉親の戦没地点の慰霊のみや合同追悼式のみへの参加は認められません。

また、参加する遺族は政府派遣団の一員として団体行動が基本原則となります。